まちなみデザイン誘導ガイドラインの概要

【女川駅前商業エリア編】

~選ばれるまち女川をめざして~



1. ガイドライン作成の目的

商業エリアに関係するみんなが協働で進める景観まちづくりのための共通規範

駅前商業エリアでは、先人達が育んできた美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間の創造と保全を図り、もって魅力とコミュニティあふれる快適な商業街区の実現を目指しています。

基本コンセプト

- 1 海と緑と賑わいあふれるみんなの庭とします。
- 2 地場産業の有機的連携により、新たなにぎわいと自然環境に調和した癒しの 空間を創出します。
- 3 町民や観光客が豊かな海や自然を享受しながらまち歩きを楽しみ、憩えるまちづくりをします。

つまり、

私たちのまちを、自分たちで、 継続的に良くしていく気持ち

が、大切です

2. まちづくりの取組の方向

● 魅力的なまちなかは、町への愛着や誇りを生み、町に賑わいと活気を呼び起こす 原動力となり、訪れる人を魅了し、心を惹きつけるという好循環を生み出します。

まちづくりの取組の方向

- 1. 自然と調和した美しい「まちなか景観」の実現を目指します。
- 2. 港まちの個性が競う商店街を目指します。
- 3. 個性を競いながらも連続性を持たせる商店街づくりを目指します。
- 4. 楽しくまち歩きができる安全で魅力的な「まちなか」を目指します。
- 5. ものづくりとルールづくりの両面から、公民が協働して個性あるまちなみづく りに取り組みます。

2

3. 商業エリアまちなみデザインルールの適用について

まちなみデザイン誘導ガイドラインに掲げるデザインルールは、女川駅前商業エリアの景観を考える際の共通規範(法的拘束力はない)であり、対象地区内にある敷地・建物の整備や管理の際に守っていきたい努力目標を整理したものです。

例外規定を設けるケースとその内容

- 建物を建てずに、駐車場や資材置き場等として利用するケース 例:看板・屋外掲示物のガイドラインを適用
- 建築基準法第85条第5項で定める仮設建築物を建築するケース例:設備・配管の修景、自動販売機の修景、及び看板・屋外掲示物に関するガイドラインを適用

(1) 色彩の検討方針

- 建物の屋根・外壁の色彩(まちなみの基調色)
 - 建物の屋根・外壁の色彩は、YR(黄赤) 系、Y(黄)系、R(赤)系の濁色や無彩色 のグレーを基本とすることを推奨します。
 - 原色等の派手な色を全面的に使うのは 避けましょう。アクセントとして限定 的に用いるようにしましょう。
- まちなみを生き生きとさせる色彩の使い方
 - のぼりやバナーなど動くものには、鮮やかな色を使用すると、にぎわいの演出につながることがあります。
- 素材の質感を活かす場合の色彩
 - 木材、石材、煉瓦、漆喰などの自然素材を用いる場合はその色彩・質感を活かしたまま用いることを推奨します。

派手な色を全面的に使うのは避けましょう。





参考:生活環境における色彩について

動くものや変化するものは鮮やかな色を持っていますが、土や岩、木など動かないものは地味な色をしています。

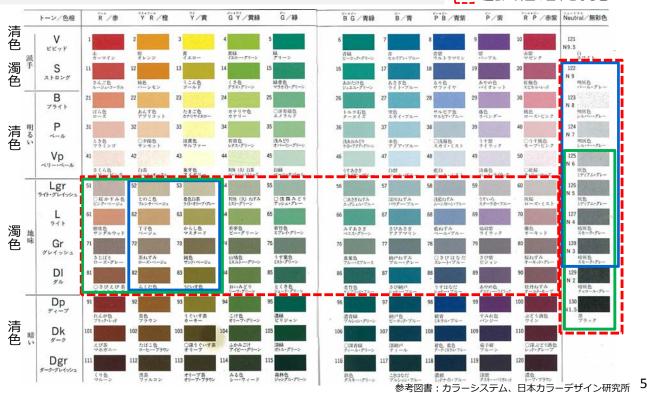


4

(2) 推奨色彩 (トーン/色相の推奨基準)

屋根・外壁の色彩は、濁色系のR、 YR、 Y及び無彩色のグレーを推奨色とします。この他のトーン/色相も明度・彩度の推奨基準に則って落ち着きのある色を使用することを推奨します。

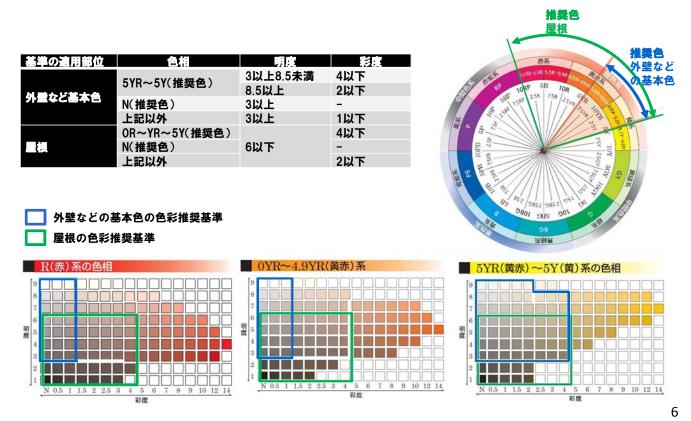
屋根の推奨色 外壁の推奨色 外壁の推奨色 屋根・外壁の基本となる色

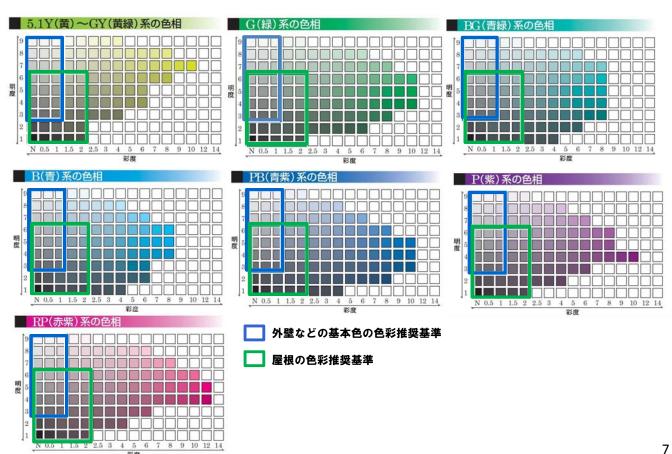


(3) 推奨色彩 (明度、彩度の推奨基準)

屋根・外壁の色彩は、中彩度・低彩度の色彩を推奨します。

ただし、木材、石材、煉瓦、漆喰など自然素材を用いる場合はこの限りでありません。





5. デザインルール

対象1 店先のおもてなし空間の作り方

(1) 建物の壁面線

- 店の表情を見せるため、**建物を出来るだけ店先の道路側に配置**し、駐車場は建物の横又は裏側に配置するようにしましょう。
- 建物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの後退距離として、 1.5m以上(ただし、敷地面積、形状から後退が困難な場合は、可能な範囲とします)の有効空地をとり、その上で歩く人が建物内部の気配を感じられるように配慮しましょう。
- 建物前面に障害物となる自動販売機、地上設備などの障害物を設けないように しましょう。

壁面後退によりスペースを確保した上で、立ち寄りやすい店先空間を作っている例です。



8

対象1 店先のおもてなし空間の作り方

(2) 屋内と屋外を結びつける工夫

- 店舗と店先道路の連続性を確保するため、店先に おもてなし空間をとるようにしましょう。
- 商品の陳列・展示などにより、<mark>屋外を歩く人に店</mark> 舗の中を見せる工夫を行いましょう。
- 物販を目的としたワゴン等の設置に際しては、道路法を遵守し、まちなみの魅力向上に寄与するデザインとしましょう。
- 女川らしさが感じられる、にぎわいの空間を作る ため、例えば、女川に普通にあるもの(魚を梱包 する発砲スチロール、浮き球、魚網等)を有効活 用して演出に努めましょう。

物販を目的としたワゴンのデザインに 配慮している例です。



屋外の気配を感じられる飲食スペースの例です。



浮き球照明により海のイメージを 演出している例です。



横丁の活気ある店先の例 (仙台朝市) (トルコ・イスタンブール)





敷地内で実演販売コーナーを設け、 店先の演出に努めている例



屋外への商品の陳列の例



屋外への商品の陳列・商品表示の例



10

対象1 店先のおもてなし空間の作り方

- (3) 建物入口の場所の工夫
 - 道路から人が入りやすいように建物入口の場所を工夫しましょう。
- (4) 中間領域の創出
 - 人が立ち寄りやすい内と外の中間領域(テラス、軒下、前庭等)を創出するよ う努めましょう。

人が立ち寄りやすいように、建物の前に オープンテラスを創っています。



軒下空間を利用した、商品陳列や 休憩スペースの例です。



人がくつろいでいる姿が見える、 2階部のテラスの例です。



対象1 店先のおもてなし空間の作り方

(5) 高低差処理の工夫

• 道路と敷地の間に高低差が生じている場合でも、高低差を利用することで価値を 生み出す工夫をしましょう。

法面の緑化・砂利敷、店先のテラス配置により、 人が立ち寄りやすい空間を作っている例です。



法面を緑化し高低差を利用している 例です。



階段状のウッドデッキを配置し、人が立ち寄りやすい空間を作っている例です。



高低差を利用し、店先におもてなしの空間を創っている例









12

高低差を利用し、店先におもてなしの空間を創っている例









14

対象2 敷地利用のまちなみへの配慮

(1) 敷地の使い方

- 建物敷地に空地を確保し、広場や路地・通りとして使える空間を作れるか検討しましょう。
- 共同駐車場の利用を踏まえ、<u>敷地内駐車スペースは小さく、建物スペースを広</u> げることを検討しましょう。

建物敷地内に路地・通りを作っている例です。



対象2 敷地利用のまちなみへの配慮

(2) 駐車場の配置・修景の工夫

- 駐車場は、道路側に面した建物の横または裏側に できるだけ配置するようにしましょう。
- 店先の道路側に駐車場を設ける場合は、建物内に 組み込むか、駐車場を緑化する等の景観に配慮し たしつらえにするように努めましょう。

建物横に配置した駐車スペースの例です。



洗い出し舗装により 修景している駐車場の例です。



イベントスペースにも なる駐車場の例です。 (小布施町幟の広場)







16

対象2 敷地利用のまちなみへの配慮

(3) 敷地緑化

- 法面・擁壁がある場合は、魅力的なまちなみと なるよう、緑化するよう努めましょう。
- うるおいを感じる空間となるよう、店先や道路 沿いに花や緑を設けるよう努めましょう。
- まち全体で季節感を創出するよう、敷地内は緑 化やシンボルとなる植木の植栽 (敷地に1本以 上)を行うよう努めましょう。
- 将来にわたって魅力的なまちなみを維持してい くよう、責任ある管理を行うよう努めましょう。

時間をかけて創る緑豊かな まちなみの例です。



法面を緑化することで 柔らかく処理している例です。



擁壁を緑化することで 柔らかく処理している例です。



敷地内にシンボルツリーを



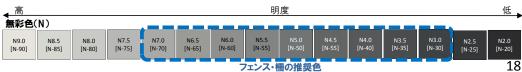
対象 2 敷地利用のまちなみへの配慮

(4) 敷地境界の工作物

- まちなみの魅力を高めるため、敷地境界にブロック塀・柵・フェンスを設置することをできるだけ避けましょう。
- やむを得ず区切りを設置する場合は、生垣や透過性のあるフェンスなどを使うように努めましょう。
- フェンスや柵を設置する場合は、目立たないようにするため、色彩は無彩色は 無彩色(グレー)などの色彩を基本としましょう。



やむを得ずフェンスや柵を設置する場合は、無彩色(グレー)などの色彩を基本としましょう。



対象3 建築物

(1) 屋根形状及び色彩

● 屋根の形状

屋根形状は、遠方(海)から見たときに山並みと調和した屋根並みを形成するために、切妻や寄棟・方形等の勾配屋根を原則としましょう。

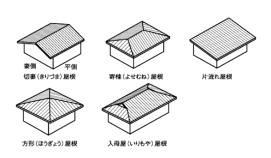
屋根の向き

• 国道398号沿道の建物は、海から見たときのスカイラインを形成することを特に意識し、海に向けて妻面を見せる建物を計画しましょう。

屋根の色彩

「色彩誘導基準」に定める基準に適合するよう努め、周囲のまちなみとの調和 に配慮しましょう。

勾配屋根には色々な種類の形があります。 離れたところから見た屋根並みは、町の魅力になります。





対象3 建築物

(2) 外壁の意匠

- 道路に面する建築物の外壁は、通りに対して平行して配慮するとともに「色彩 誘導基準」に定める基準に適合するよう努め、<mark>周囲のまちなみとの調和</mark>に配慮 しましょう。
- 道路に面して開口部を配慮するなど、人の気配を感じられる機能・しつらえと しましょう。
- 道路に面する壁面は、窓のない壁面や画一的な壁面が連続しないように、適度 に分節化しましょう。
- まちの第一印象を決める幹線道路交差点部などの主要なまちかどは、<mark>幹線道路 からの見え方に特に配慮し、ファサードを工夫しましょう。</mark>

内部の気配が感じられる 開口部の例です。

低層部と中高層部で変化をつ まちかど部であることを意識しけている壁面デザインの例です。 た、建物デザインの例です。







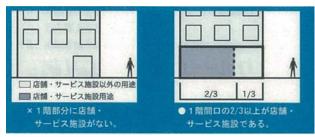
20

対象3 建築物

(3) 用途

- 建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するようにしましょう。
- 夜間・休日でもまちなみに店の顔が見えるように、展示ケースやギャラリー設置等の景観上の工夫を行いましょう。

建物1階の用途に関するルール例です。



出典:研究学園駅前センターまちづくりルール

周囲との調和した外壁や展示ケースの設置により、 夜間・休日時の景観にも配慮している例です。



対象3 建築物

- (4) 日除け・雨除けのための配慮
- 日除けのための配慮
 - 積極的に魅力づくりの演出を行うため、日除けテントを設置することにより、日除けのための配慮を行いましょう。



デザインされた日よけテント (オーニング)の例



出典:研究学園駅前センターまちづくりルール

- 雨に濡れないための配慮
 - ひさしの設置など、雨に濡れないための 配慮をしましょう。

ひさしが設置された開口部の例です。



出典:東逗子駅周辺地区の景観計画と景観ガイドライン

22

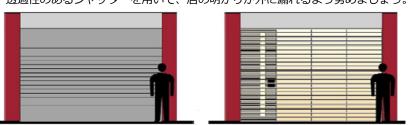
対象3 建築物

- (5) 夜間のまちなみへの配慮
 - 夜間景観の演出を図るため、夜間は、ライトアップまたは外灯、壁面照明などの敷地内照明の設置を行いましょう。
 - 閉店後も店の明かりが外に漏れるようにするため、 シャッターを設置する場合は、シースルーシャッ ターやパイプシャッターを用いるよう努めましょう。

壁面照明により夜間景観の演出を しています。



透過性のあるシャッターを用いて、店の明かりが外に漏れるよう努めましょう。



対象3 建築物

(6) 建物の附帯設備等

- 建物附帯設備の修景の工夫
 - 建物設備や配管は、道路側に設置することは避けましょう。 やむを得ず設置する場合は、目隠しやカバーを用いて修景 しましょう。(建物屋上も含む)
- 建物附帯設備の色彩
 - 設備機器や配管・ダクト等の建物附帯設備が目立たないよ う、グレー(無彩色)や低彩度の色彩を基調としましょう。自動販売機の例です。
- 自動販売機の修景の工夫
 - 自動販売機は建物の壁面位置に揃えたり、グレー(無彩 色) や低彩度の色彩を基調とする等の工夫を行いましょう。
- 物置等の修景の工夫
 - 物置、その他これに類する附属建築物を設けるときは、建 物内に組み込むか、グレー(無彩色)や低彩度の色彩を基 調とする等の工夫を行いましょう。

緑化により、設備を目隠しし ている例です。



建築物と一体的にデザインし



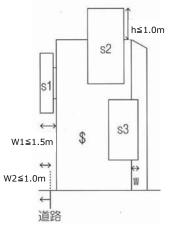
面材(設備機器、自動販売機など)の推奨色 : N-30~N-70 線材(ポール類、手すり等のビーム材など)の推奨色: N-20~N-40

田度 低 手すりなどのビーム材) 無彩色(N) 面材の推奨色(設備機器、自動販売機など)

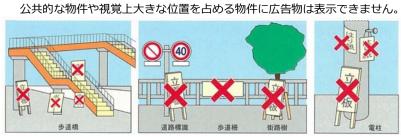
対象4 屋外広告物

- (1) 屋外広告物の設置
- 屋外広告物の表示・設置に関する規制
 - 屋外広告物の設置にあたっては、宮城県屋外広告物条例 及び道路法を遵守し、まちなみの向上に寄与するデザイ ンとしましょう。
- 野立て広告の氾濫の防止
 - 野立て広告の氾濫は、景観に大きな影響を与えるため、 空き地の広告スペースとしての貸し出しは行わないよう 努めましょう。
- のぼり旗や路上の置き広告に関する協議
 - 周辺の景観を損なうのぼり旗や路上の置き広告は使用し ないよう努めましょう。ただし、デザイン性が高く景観 向上に寄与するものは、デザイン協議を行った上で、使 用するようにしましょう。

壁面に表示する広告物は以下 の基準を遵守してください。



※広告物の面積の合計 (S1+S2+S3) が、 壁面の面積(\$)の1/3(1/4または 1/5)を超えないこと

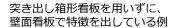


対象4 屋外広告物

- (2) 看板・屋外広告物の修景
- 看板・屋外掲示物のデザイン
 - 看板・広告物は、木材や金属などがもつ素材その ものの色彩や質感を生かしましょう。
 - 看板・広告物を塗る場合は、低彩度の色彩や無彩 色のグレーを基本としましょう。

集合看板

複数の店舗がある場合には、集合看板とすること で自立広告塔の数をできるだけ減らすよう努めま しょう。





デザインされた 屋号看板の例です。



素材を活かした屋号看板の例です。



デザインされた集合広告の例です。



26

対象5 その他

- (1) 空き地及び建築等工事中の敷地
 - 空き地及び建築等工事中の敷地においては、管理を徹底しましょう。
 - 空き地は、緑化など修景に努めましょう。
- (2) 仮設物等
 - 仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物(建築基準法第85条第5項)は、良好な景 観を損なわないよう設置場所、形態、色彩等に配慮しましょう。
- (3) 分煙化の推進
 - 道を歩く人の受動喫煙を防ぎ、歩いて楽しいまちとするため、商業エリア内に 喫煙スペースを確保しましょう。
 - 喫煙スペースは、景観との調和を図りましょう。 まちなみに調和してデザイ 近隣の引

ンした喫煙所の例です。



近隣の事業者がボランティアで管理を行っている 喫煙スペースの例です。



6. 建築行為等を行う前の委員会との協議

(1) 協議の流れ

建築行為等を行う場合には、事前に「女川駅前商業エリア景観形成推進協定運営委員会」との協議をお願い します。

協議の対象となる行為

- ◆ 建築物等の新築・増築・改築・改装・撤去・大規模な修繕
- ◆ 宅地の造成、その他の土地の形質の変更
- ◆ 看板・広告物の新設・内容の変更
- ◆ その他街なみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

協議にあたっての必要図書

- ◆ 女川駅前商業エリア景観形成推進協定に基づく事前協議・確認申請書
- ◆ 行為の概要を説明する計画図面(平面図、立面図、外観予想図等)

協議時期

設計変更の可能な段階で協議をお願いします

- ◆ 建築確認の必要な行為は、建築確認申請前に協議
- ◆ その他の行為は、行為着手前に協議

連絡先

◆ 女川駅前商業エリア景観形成推進協定運営委員会事務局(商工会) T E L 0225-53-3310 / F A X 0225-53-3314

- 「女川駅前商業エリア景観形成推進協定に基づく事前協議・確認申請書」を提出し、協議いたします。
- 委員会は、申請者から協議があったときは、建築行為等の計画内容が協定に適合するか否かを確認し、 申請者に「女川駅前商業エリア景観形成推進協定に基づく事前協議・確認書」を交付いたします。
- 近隣工事説明等は、別途通常どおり行為者が実施するようにお願いします。

28

(2) 協定対象地域

「女川町まちなか再生計画」の区域の敷地(地域医療センター北側、都市計画道路駅前清水線、 女川中学校南側、国道398号に囲まれた街区)及びJR女川駅前広場

